

日赤の見舞金制度の概要について

1 目的

日本赤十字社の行う採血事業において、献血者が献血に際し健康被害・事故を受けた場合、速やかに適切な措置を採りうるよう見舞金贈呈の基準を定めて、併せて血液センターの財政負担を軽減するため本社交付金の制度を設けている。

2 制度の概要

- (1) 見舞金の贈呈は、血液センター所長が行う。ただし、事故の態様その他諸般の状況に応じて適宜支部長（各都道府県知事）名をもって行うことができる。
- (2) 規定上、本社に給付前に協議するのは、献血者に特別の事情があり、社長の承認を受けて限度額を超える額の見舞金を贈るときのみ。
- (3) 見舞金は、傷病見舞金：医療費補償的性質、障害見舞金：損害賠償的性質（これ以上改善が見込めない障害が残ったとき）、遺族見舞金の3種類
 - 併給あり
 - 障害の給付額は、医賠責保険を準用。
- (4) 規定上、本社交付金は、センターが申請（7万円以上）したときのみ、事後的にその9割を補填するもの。通常は、全国的に統一の基準で給付できるよう、事前に本社に協議している。
- (5) 見舞金からの支出については、センターの負担額の範囲内において、支部の災害資金の中から、適宜繰り返すことができる。
- (6) 医賠責保険の掛け金の支払いは本社が一括して行い、保険金の支払いは保険会社からセンターに直接行う。

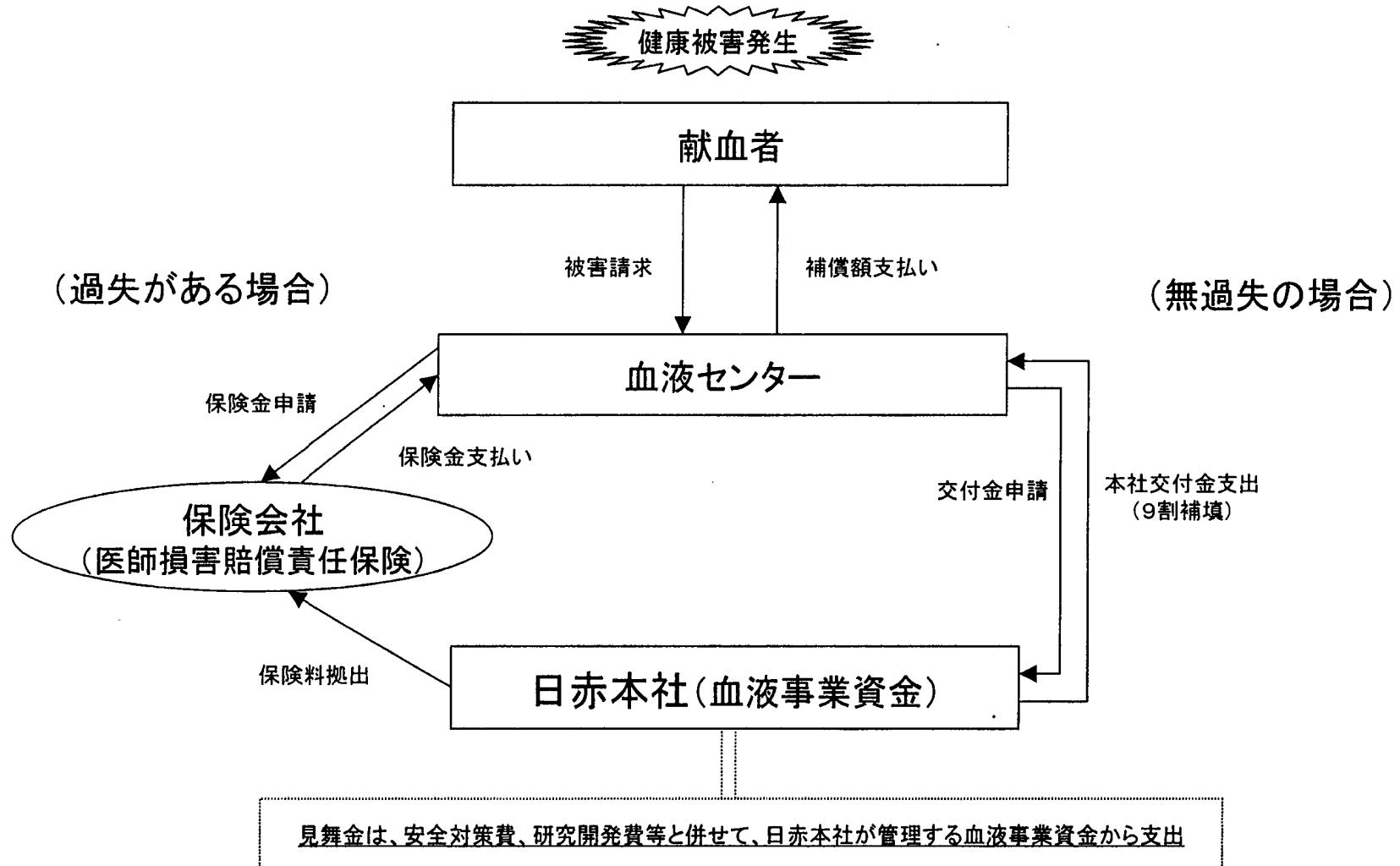
3 財源

見舞金はセンターが支出、本社交付金は、平成10年から、血液事業特別会計の中の血液事業資金から支出。それ以前は、災害等資金（一般会計）の中から支出。

4 処理の流れ

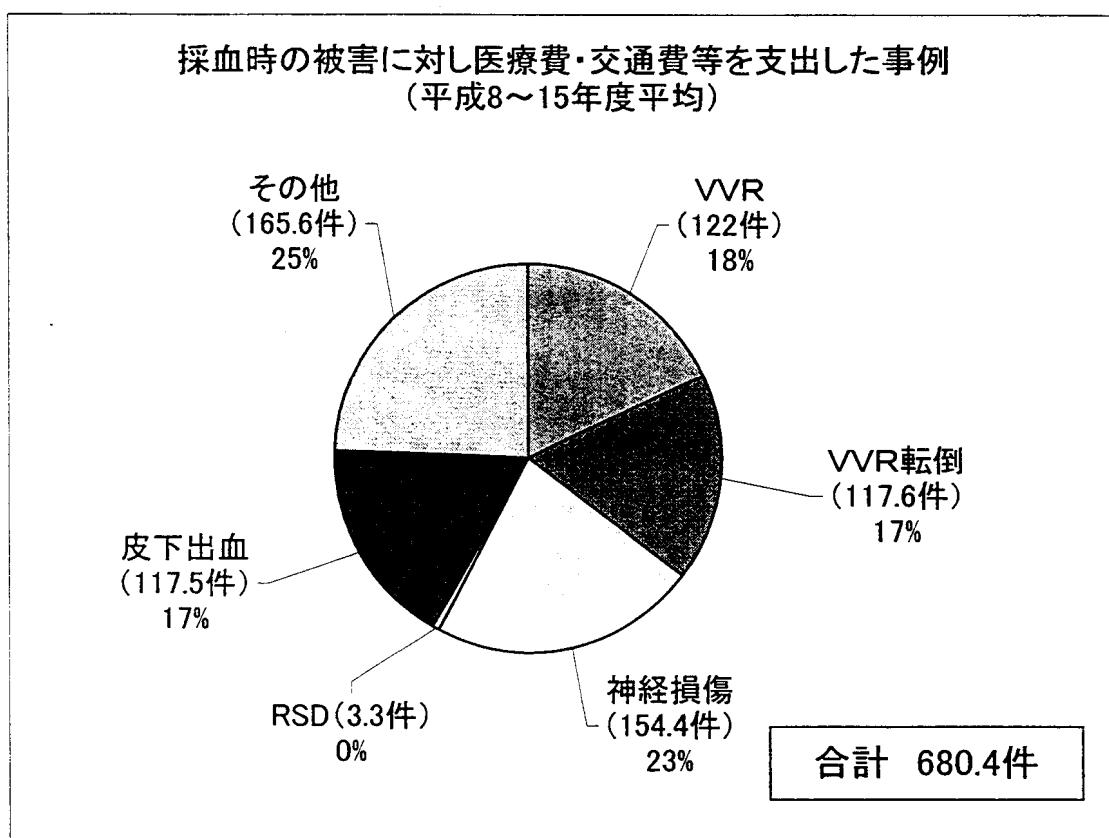
- (1) 献血に際し健康被害・事故が発生した場合、センターの職員が献血者を病院へ連れて行き、費用をすべて立て替える。
- (2) センターから保険会社に連絡し、センターと保険会社で献血との因果関係、日赤の過失の有無について調査する。（保険会社は都道府県毎に弁護士、医師等と相談。）
- (3) 給付の要否、要の場合、保険から給付するか日赤の見舞金から給付するか決定する。

献血者の健康被害補償の費用について(現行:H16.9現在)



採血時の健康被害の発生状況

- 医療費・交通費等の給付には至らないが、何らかの症状が現れる事例は、年間約5~6万件。(年間採血件数の約0.97% 平成11年度から15年度平均)
- 採血時の被害に対し、医療費・交通費等を支出した事例は、平成11年度から平成15年度の平均で751.4件。(年間採血件数の約0.01%)



【VVR(血管迷走神経反応)】

症状としては、気分不良、めまい、さらに意識喪失、けいれんに至ることもある。採血開始後5分以内に発生することが最も多いが、採血後に採血場所以外で発生することもある。採血に伴う事故として、最も発生頻度が高い(全体の70%)。無過失の事故の代表例。

【RSD(反射性交感神経性萎縮症)】

採血針による外傷後に、持続性の疼痛等を伴い、筋肉等の萎縮をもたらす難治性の疼痛症候群。一般には、やや日数を経て外科的に治癒したと思われる頃から発症することが多い。これまででは過失の事故として対応。

【参考】それぞれの制度概要

保険等の形態	趣旨	過失・無過失	責任・実施主体			支払		公平性等	特徴	
			賠償・補償主体	法令、通知等の根拠	事務費補助	保険金支払	給付の内容	賠償・補償対象者	判定の主体	
医薬品副作用救済制度(法律に基づく制度)	安全対策を尽くした上で起こった副作用の被害者の迅速な救済	無過失	製薬企業（独立行政法人医薬品医療機器総合機構は製薬企業の基金）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	国(1/2)	製薬企業	医療費、年金、一時金等	医薬品の使用の対象者(患者)	薬事・食品衛生審議会	事業者の無過失責任複数事業者負担による保険の基金制度維持に国の補助
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、献血者に対し損害賠償責任を負担した場合の費用補償。	過失(※争訟費用は不問)	日本赤十字社(担当医師)	なし	なし	日本赤十字社(担当医師)	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	献血者(医師が献血者に支払った賠償金補償)	保険会社	
献血者事故見舞金(自社積み立て)	献血者が献血に際し事故を受けた場合、速やかに適切な措置をとる。	過失・無過失 不問	日本赤十字社	なし	なし	日本赤十字社(血液事業資金)	傷病見舞金 障害見舞金 遺族見舞金	献血者	日本赤十字社	事業者の任意の取組み
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、被験者に対し損害賠償責任を負担した場合の費用補償。	過失(※争訟費用は不問)	医師会加入の医師	なし	なし	医師会加入の医師	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	被験者(医師が被験者に支払った賠償金補償)	保険会社	
治験補償保険(民間保険)	安全対策を尽くした上で起こった被験者の被害を迅速に救済。	無過失	治験依頼者	GCP省令	なし	治験依頼者	一時金(休業、疾病、後遺障害、遺族、葬祭料) 太字:健康人のみ	被験者	保険会社	事業者の無過失責任事業者負担
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、ドナーに対し損害補償責任を負担した場合の費用を補償。	過失(※争訟費用は不問)	医師会加入の医師	なし	なし	医師会加入の医師	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	ドナー(医師がドナーに支払った賠償金補償)	保険会社	
骨髓バンク団体傷害保険(民間保険)	ドナーが骨髓提供を行う途上及び提供に係る医療による事故を迅速補償。	過失・無過失 不問	(財)骨髓移植推進財団	H3年12月18日健医発第1462号(行政指導)	なし	骨髓移植受容者(=患者)	傷害補償(死亡、後遺障害、入院、通院) ※医賠責とは別	ドナー	保険会社	事業者の無過失責任受益者負担
予防接種健康被害救済制度(法律に基づく制度)	安全対策を尽くした上で起こった予防接種(予防接種法に基づく予防接種)の被害者の迅速な救済	無過失	市町村長	予防接種法	国(1/2) 都道府県・市町村(各1/4)	国(2分の1)、都道府県(4分の1)、市町村(4分の1)	医療費(自己負担額)、入院・通院費、障害児養育年金、傷害年金、死亡一時金、葬祭料	予防接種法に基づく予防接種を受けた者 厚生労働大臣(疾病・障害認定審査会の意見を聴く)	実施主体の無過失責任主体に対する国の補助	